

水戸下市御用留（七）（天保4年～天保9年）

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
1	5上	天保4. 2. 24	〔廻状〕（御通の節注意箇条書上）	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄名主当	
2	5下	天保4. 2. 26	〔廻状〕（宰相様御国元へ御暇に付重立候町人支配役所にて御祝儀申し上げるべき旨）	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄名主当	1と関連、同日付、高倉助衛門→加藤七郎殿で廻状の内容について心得るべき旨の達あり、
3	6上	天保4. 2. 26	〔廻状〕（御制服の儀に付、三月晦日迄魚殺生停止の旨）	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄	
4	6下	天保4. 2. 29	覚（御欠所金總請取）	御町同心 菊地秀五郎→一/加藤七郎印→一	
5	6下	天保4. 2. 28	〔奉行所達〕（御褒美下賜の者取調べ、指し出すべき旨）	高倉助衛門→加藤七郎殿	
6	6下	天保4. 2. 28	〔奉行所達〕（御帰国の節注意）	高倉助衛門→加藤七郎殿	
7	7上	天保4. 2. 24	〔奉行所達〕（来月五日宰相様御着城に付）	高倉助衛門→一	
8	7上	- . - . -	〔奉行所達〕（来月五日宰相様御着城に付、上下町物価引き下げの旨）		
9	8下	天保4. 2. 26	覚（御雇給仕子名前書上）	御町年寄→一	十三人名前書上
10	9上	天保4. 2. -	口上覚（本六町目久三郎屋敷御払に付）	本六町目組頭 善衛門印・本五町目名主市郎衛門印→御町御年寄衆	
11	9上	天保4. 2. 晦	〔奉行所達〕（御着城の節休宿の儀に付）	高倉助衛門→加藤七郎殿	
12	9上	天保4. 2. 晦	〔奉行所達〕（江戸御中間割、7人減の旨）	高倉助衛門→加藤七郎殿	
13	9下	天保4. 2. -	口上覚（御帰国に付御買上人割付）	宿屋年番行司 高丸屋庄介・鮎屋嘉兵衛→一	
14	9下	天保4. 3. 1	〔町年寄達〕（肴御仕法御済口に付）	左近司長三郎→藤柄町より下新町迄	
15	10上	天保4. 2. 晦	石樋図 岩船石		図あり
16	10下	天保4. 3. 1	〔廻状〕（御制服の儀に付）	小室左吉→藤柄町より下新町迄	
17	10下	天保4. 3. 1	〔奉行所達〕（御祭礼絵図、御役所へ差出の旨確認に付）	小室左吉→加藤七郎殿	
18	10下	天保4. 3. 1	〔御用状〕（御帰国の節、御町内旅人多く逗留に付、粗末無きよう）	小室左吉→左近司長三郎殿	
19	11上	天保4. 3. 1	〔御用状〕（御祭礼絵図のうち、式所に東照宮とあるに付）	小室左吉→左近司長三郎殿	「但シ六兵衛江達ス」とあり
20	11上	天保4. 3. 1	〔御用状〕（七軒町吉郎衛門に裏寺町目支配組頭代役申し付けの旨）	小室左吉→左近司長三郎殿	
21	11上	天保4. 3. 1	〔御用状〕（御帰国の節御供御用に付）	小室左吉→左近司長三郎殿	「右年番江達ス」とあり

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
22	11下	天保4. 3. -	口上之覚(御帰国の節宿被仰付に付)	本武町め組頭 重兵衛印・右名主 藤四郎印→御町御役所様	
23	11下	天保4. 3. 2	〔御用状〕(上田作十郎・石田与衛門此度に関り御迎・御目見御指出に付)	小室左吉→左近司長三郎殿	
24	11下	天保4. 3. 2	〔御用状〕(上下着用許可の者撰に付)	小室左吉→左近司長三郎殿	「藤柄町より下新町迄刻付廻状午上刻出ス」とあり
25	12上	天保4. 3. 2	〔御用状〕(御貸出金納筋覚書に付)	塙茂次衛門→加藤七郎様	
26	12上	天保4. 3. 3	〔人名書上〕(高野惣次郎伴次 本肴町 荒布屋藤衛門他8名)		
27	12下	天保4. 3. 1	〔御用状〕(本六町目太田屋久三郎屋敷、同町浜田屋惣七落札に付)	小室左吉→左近司長三郎殿	
28	12下	天保4. 3. 2	〔御用状〕(江戸御中間宿割に不及旨)	小室左吉→左近司長三郎殿	
29	12下	天保4. 3. 3	覚(大廻り人足老人指出べき旨)	左近司長三郎→右順町名主中	
30	13上	天保4. 3. -	口上覚(不快に付、御迎罷出兼候旨)	江幡次郎左衛門→御町御年寄衆	
31	13上	天保4. 3. 3	〔御用状〕(御帰国に付常々掃除心得べき旨)	左近司長三郎→藤柄町廻状支配々名主当テ	
32	13上	天保4. 3. 4	覚(大廻り人足式人指出べき旨)	左近司長三郎→右順町名主中	
33	13上	天保4. 3. 3	〔町年寄達〕(宿々指引相勤めに付)	左近司長三郎→五十嵐弥兵衛殿・郡司藤四郎殿	
34	13下	天保4. 3. 3	〔町年寄達〕(御迎罷出の儀に付)	左近司長三郎→-	
35	13下	天保4. 3. -	口上覚(藤柄町小三郎後家伴屋、文化七年貞節に付御褒美下賜の旨)	藤柄町名主 作兵衛→御町御役所様	
36	13下	天保4. 3. -	口上覚(藤柄町六衛門、文化九年御鷹御用に任命の旨)	藤柄町名主 作兵衛→御町御役所様	
37	14上	天保4. 3. 4	〔町年寄達〕(御迎に付、当日刻限他)	左近司長三郎→佐藤佐兵衛殿・嶋利兵衛殿・五十嵐弥兵衛殿・郡司藤四郎殿・山田市郎衛門殿・林太市郎殿・山田忠次郎殿・飯嶋源衛門殿	
38	14下	天保4. 3. 4	〔町年寄達〕(明朝七ツ時御詰の旨)	左近司長三郎→上田作十郎様・落合長四郎様・岩田太郎衛門様・鈴木太兵衛様・江幡次郎左衛門様・石田与衛門様	
39	14下	天保4. 3. 4	〔町年寄達〕(明朝七ツ時御詰の旨)	左近司長三郎→高野惣次郎殿・山田清左衛門殿	
40	14下	天保4. 3. 4	〔御用状〕(名主上座以上の嫡子、御迎に差出不苦旨)	小室左吉→左近司長三郎殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
41	14下	天保4. 3. 4	〔御用状〕(破レ舟等取り片付けの旨)	小室左吉→左近司長三郎殿	
42	15上	天保4. 3. 4	〔御用状〕(京六孫主社大破に付、勸化御免の旨)	小室左吉→左近司長三郎殿	
43	15上	-. -. -	〔留書〕(御着城に付、御詰めの者に付)		
44	15上	天保4. 3. 5	〔御用状〕(宰相様長岡着に付)	柏原壮蔵・笹嶋権三郎→高倉助衛門様・大胡丹蔵様	「壹番」とあり
45	15下	天保4. 3. 5	〔御用状〕(宰相様小幡通御に付)	長岡詰 柏原壮蔵・笹嶋権三郎→高倉助衛門様・大胡丹蔵様	「貳番」とあり
46	15下	天保4. 3. 5	〔御用状〕(宰相様長岡御立に付)	柏原壮蔵・笹嶋権三郎→高倉助衛門様・大胡丹蔵様	「三番」とあり
47	15下	-. -. -	〔留書〕(沓里塚御着の儀御注進の儀に付他)		
48	16上	天保4. 3. -	口上覚(片付べき種初めの儀に付)	裏沓町目名主 利兵衛→御町御年寄衆	
49	16下	天保4. 3. 5	〔御用状〕(本四丁目伊勢屋藤衛門へ煙草問屋掛り申付に付)	小室左吉→左近司長三郎殿	
50	16下	天保4. 3. 6	〔廻状〕(御帰国の節、宿屋へ達、他)	小室左吉→左近司長三郎殿	
51	17上	天保4. 3. 8	〔御用状〕(上使の節、盛砂の儀に付)	小室左吉→左近司長三郎殿	
52	17上	天保4. 3. 8	〔御用状〕(上使の節、休宿佐藤五衛門相勤め、大義に付)	小室左吉→左近司長三郎殿	
53	17上	天保4. 3. 8	〔御用状〕(カナアリヤ御城内御庭にて飼育に付)	小室左吉→左近司長三郎殿	
54	17下	天保4. 3. 8	〔奉行所達〕(御着城の節、金貳百匹差遣わされに付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
55	17下	-. -. -	〔留書〕(御宿滞りなく相勤めに付)		
56	18上	天保4. 3. 2	乍恐口上書を以奉申上候(家業丹誠仕候様、御達)	台町沓式町め組頭 宇平次・吉田大工町同庄三郎・台町三四町め同 忠兵衛・右人別組頭 利兵衛・藤柄町組頭 彦衛門・大工町人別組頭 幸衛門・右町名主 佐兵衛→御町御役所様	22名の人名書上あり
57	18下	-. -. -	口上覚(藤柄町 米太郎、孝道の趣を以て御褒美下されに付)		
58	19上	天保4. 3. -	口上覚(破レ船取り片付けべき旨他)	藤柄町名主 佐兵衛→御町御役所様	
59	19上	天保4. 3. -	覚(本五町目人別并竈数書上)	本五町目名主 市郎衛門→御町御役所様	
60	19下	天保4. 3. -	覚(拝見人代料請取に付、筵枚数改め)	本六町目組頭 善衛門・本五町め名主 市郎衛門→御町御役所様	
61	19下	天保4. 3. -	覚(宿屋御礼しに付)	本五町目名主 市郎衛門→御町御役所様	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
62	20上	天保4.3.2	乍恐以書付奉申上候(商品下直に売出しに付)	組頭 茂左衛門・人別組頭 弥兵衛・組頭 重兵衛・同 久左衛門・同 三郎衛門・名主 藤四郎→御町御役所様	
63	20下	天保4.3.9	口上覚(六孫王社勸化の儀に付願)	下御町 名主共・裏壱町目名主月番 利兵衛→御町御役所様	
64	21上	天保4.3.-	覚(本式町目・本三町目・本四町目・青物町・松物町家数并竈数書上)	人別組頭 弥兵衛印・名主 藤四郎印→御町御役所様	
65	21下	天保4.3.9	[奉行所達](仕出シ書付指し出しの旨)	小室左吉→左近司長三郎殿	
66	21下	天保4.3.-	覚(本七町目・裏六七町目・材木町・裏家数并竈数書上)	本七町目名主 太市郎→御町御役所様	
67	22上	天保4.3.11	[廻状](通御に付道橋掃除すべき旨)	小室左吉→裏壱町目・青物町・本五町目・本七町目・八町目・下新町名主江	
68	22上	天保4.3.12	[奉行所達](宿屋旅籠銭上中下を定め、行事へ申し出るべき旨)	小室左吉→左近司長三郎殿	
69	22上	天保4.3.12	[奉行所達](御着城の節筵菰敷き、拝見人より代金取申者の儀御糺)	小室左吉→左近司長三郎殿	
70	22上	天保4.3.12	[奉行所達](竈数等の申し出に付)	小室左吉→左近司長三郎殿	
71	22下	天保4.3.4	[奉行所達](辻堅メの儀に付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
72	22下	天保4.3.12	[奉行所達](請取書付御廻シの旨)	大胡丹蔵→佐藤五衛門殿	
73	22下	天保4.3.8	覚(金式百匹の請取)	佐藤五衛門印→御役所様	72の達を受けての請取
74	22下	天保4.3.13	[留書](学問勝レ行状も宜キ御町人申し出の旨)		
75	23上	天保4.3.14	[奉行所達](本五町目亀屋嘉兵衛免許の儀に付)	小室左吉→左近司長三郎殿/小室左吉・大胡丹蔵→見川村 多宝院様	
76	23上	天保4.3.14	[奉行所達](御祭礼の節指出の品、出人惣員数書き出すべき旨)	高野亮助・嶋田檀三郎→-	
77	23上	天保4.3.10	覚(竈数并人別書上)	藤柄町 台町壱式町目 人別組頭 利兵衛印・台町三四町目 吉田大工町 人別組頭 幸衛門印・右町 名主 佐兵衛印→御町御役所様	
78	23下	天保4.3.-	口上覚(御帰国の節宿屋へ申し渡しに付)	本七町目名主 太市郎→御町御役所様	
79	23下	天保4.3.13	口上覚(御帰国の節、拝見の者より代料取り受けに付)	本七町目名主 太市郎→御町御役所様	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
80	24上	天保4. 3. 13	覚(竈数并人別書上)	裏三町め組頭 庄五郎・本肴町同 久衛門・裏四町め同 新右・清水町人別組頭 宗左衛門・右町名主 弥兵衛→御町御役所様	
81	24下	天保4. 3. -	覚(竈数并人別書上)	本七町目名主 太市郎→御町御役所様	
82	24下	天保4. 3. 13	覚(竈数并人別書上)	裏壱町目名主 利兵衛→御町御役所様	
83	25上	天保4. 3. -	口上覚(旅籠銭上中下の定めに付書上)	本式町目高丸屋 庄助印・同町鮎屋 嘉兵衛印→青物町名主 藤四郎	(取次) 青物町名主 藤四郎印→御町御役所様
84	25下	天保4. 3. 14	口上覚(拝見代料取り受けに付書上)	八町目名主 忠次郎印→御町御役所様	
85	26上	天保4. 3. -	口上覚(竈数并人別書上)	人別組頭 市三郎印・同 浜三郎印・名主 忠次郎印→御町御役所様	
86	26下	天保4. 3. 17朝	[留書](福嶋屋惣助後家間口俵へ書替たき旨)		
87	26下	天保4. 3. 17	[留書](上使下向の節、御達しに付)		
88	27上	天保4. 3. 17	[用状](極窮に付元金丸に御下げの願)	伝六→五衛門様	
89	27上	天保4. 3. 17	[奉行所達](江戸奥組頭付手代佐藤政衛門逗留に付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
90	27上	天保4. 3. 17	[奉行所達](紺屋町曲松通道普請御救い金下されに付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
91	27上	天保4. 3. 18	口上之覚(孝行に付御褒美下賜の旨)	本肴町組頭 久衛門・裏四町目同 新吾・右町名主 紋兵衛→御町御役所様	文政13年11月の、太市兵衛・平次郎宛の写あり
92	28上	天保4. 3. 29	[奉行所達](盛砂御用に付)		
93	28下	- . - . -	[本壱町目・七軒町盛砂割合]		文化6年巳5月上使の節の写し
94	29上	天保4. 3. -	覚(砂樽数書上)	裏壱町め 利兵衛→-	文化6年御用留の写し
95	29下	- . - . -	覚(砂樽数・代鏝書上)		
96	29下	天保4. 3. 20	覚(行状直しきお尋ねのところ、無御座に付)	本五町目名主 市郎衛門→御町御役所様	
97	29下	天保4. 3. 19	[廻状](御祭礼風流并出入帳、明廿日までに指し出すべき旨)	嶋田権三郎→藤柄町より下新町迄名主当	
98	30上	天保4. 3. -	覚(御欠所、刀脇指代に付)	御町年寄 加藤七郎→-	天保3年1月より12月迄のうち
99	30上	天保4. 3. -	覚(囚人着類・所持品御欠所代に付)	御町年寄 加藤七郎→-	天保3年1月より12月迄のうち
100	30上	- . - . -	[奉行所達](肴問屋仕法勘定掛り申し付けに付)		清水町 稲屋与八
101	30上	天保4. 3. 20	[奉行所達](肴問屋仕法勘定掛り御免願の儀に付)	小室左吉→作藤五衛門様	
102	30下	天保4. 3. 21	[廻状](来ル廿八日御鹿狩に付達)	小室左吉→藤柄町より下新町迄名主当テ	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
103	30下	天保4. 3. 21	〔奉行所達〕(上使の節、置砂入札に付他)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
104	31上	天保4. 3. 24	覚(砂樽代割の儀に付)		「先年」5月16日付の写あり
105	31上	—, —, —	長岡村より人別送り来り候訳ケ(人別送り状)		
106	31下	天保4. 3. 24	〔奉行所達〕(上使の節、御休宿の儀に付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
107	31下	天保4. 3. 24	〔奉行所達〕(学問勝レ候者申し出べき旨)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
108	32上	文化6. 5. 3~4	文化六年巳五月三日・四日 御上使に付砂敷人足出 辻覚		
109	33上	天保4. 3. —	口上覚(青物町屋敷持本三町め住居 久三郎、学問 勝れ候に付)	青物町名主 藤四郎→御町御役所様	
110	33上	天保4. 3. 25	〔奉行所達〕(学問勝れ候者無きに付、他)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
111	33下	天保4. 3. 25	〔奉行所達〕(盛砂代料、両穀町より差し出すべき 旨)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
112	34上	天保4. 3. 27	〔奉行所達〕(仙台使者明日より会所着の振に付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
113	34上	天保4. 3. 27	〔奉行所達〕(仙台使者着に付、夜具割等書上)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
114	34下	天保4. 3. 27	〔奉行所達〕(仙台使者着日と登城日は会所給仕は 麻上下着用の旨)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
115	34下	天保4. 3. 27	〔奉行所達〕(上使の節、手当すべき物に付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
116	34下	天保4. 3. 27	〔奉行所達〕(上使の節、下町給仕子不足に付)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
117	35上	—, —, —	覚(上使の節、御用品・給仕子書上)		冒頭に「巳三月廿七日」とあり
118	36下	天保4. 3. 21	請取申金鑑之事	山本三郎左衛門印・小田与三郎印→御町年 寄 加藤七郎殿	
119	36下	天保4. 3. 21	請取申金鑑之事	山本三郎左衛門印・小田与三郎印→御町年 寄 加藤七郎殿	
120	37上	天保4. 3. 28	〔奉行所達〕(上使の節、長岡へ罷越候給仕子并付 添人名前申し出べき旨)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
121	37上	天保4. 3. 28	〔奉行所達〕(松平陸奥守殿使者会所逗留に付、給 仕子代わりの者指し出すべき旨)	高倉助衛門・後藤源三郎→佐藤五衛門殿	
122	37下	天保4. 3. 29	〔廻状〕(自身番明朔日夜より免許に付達他)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
123	37下	天保4. 3. 29	〔奉行所達〕(会所へ出頭の旨)	小室左吉→佐藤五衛門殿	
124	37下	天保4. 3. 29	〔留書〕(会所へ出頭の際、水道の濁りの儀御尋ね に付回答)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
125	37下	天保4. 3. 29	〔奉行所達〕(御祭礼御行列等の板行指し出すべき旨)	高倉助衛門→佐藤五衛門殿	
126	38上	天保4. 4. 1	〔奉行所達〕(上使の節、長岡へ罷越候給仕子并付添人名前申し出べき旨他)	後藤源三郎→佐藤五衛門殿	
127	38上	天保4. 4. 1	〔奉行所達〕(松平陸奥守使者ちやば見度由にて手配の旨)	高倉助衛門→木村伝六殿	
128	38上	天保4. 4. 1	〔奉行所達〕(本壺町目店借幸次男鍋吉由緒の者御用に付町役人同道出頭の旨)	大胡丹蔵→木村伝六殿	
129	38下	天保4. 4. 1	〔奉行所達〕(上使の節給仕子不足に付)	後藤源三郎→木村伝六殿	
130	38下	天保4. 4. 3	〔奉行所達〕(本壺町目店借幸次男鍋吉追放御免に付)	→御町奉行衆中江	高倉殿江納メ
131	38下	天保4. 4. 3朝	乍恐以書付奉願上候(質屋株譲りたきに付)	本四町目組頭 久左衛門印・青物町名主 藤四郎印→御町御役所様	伊勢屋彦衛門が本三町目銀次郎に譲り株したき旨
132	39上	天保4. 4. 一	乍恐以書付奉願上候(質屋株譲り請けたきに付)	組頭 三郎衛門印・名主 藤四郎→御町御役所様	本三町目彫物師 銀次郎が伊勢屋彦衛門の株を譲り請けたき旨
133	39上	天保4. 4. 3	〔奉行所達〕(奉行所吟味にて在方の者呼出の節の指紙に付)	後藤源二郎(ママ)→藤柄町より下柳町迄	老中達
134	40上	天保4. 8. 4	〔奉行所達〕(此度の大風に付米穀買穀申付の者名前撰申し出べき旨)	後藤源三郎→木村伝六殿	
135	40上	天保4. 8. 4	〔奉行所達〕(此度の大風に付家破損見分の上、願により拝借相成べき旨)	後藤源三郎→木村伝六殿	
136	40下	天保4. 8. 4	〔奉行所達〕(高倉助衛門宅へ出頭の旨)	後藤源三郎→木村伝六殿	
137	40下	一. 一. 一	〔留書〕(出頭の節、月割取立方了簡扱申出の旨御達しに付)		
138	40下	天保4. 8. 5	〔廻状〕(出穀指止・新酒造り停止の儀に付他)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄名主江	
139	41上	天保4. 8. 5	〔奉行所達〕(本四町目鈴木太兵衛湊へ売申初めの儀に付)	後藤源三郎→木村伝六殿	
140	41上	天保4. 8. 5	〔留書〕(出穀買上に付)		8月6日付木村伝六→山田市郎衛門殿・林太市郎殿宛の手紙あり
141	41下	天保4. 8. 5	〔町年寄達〕(初米買上掛り両穀町四人の者へ申付に付)	(町年寄) →	初米買上掛り4人の氏名あり

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
142	41下	天保4. 8. -	〔届書〕(当老日大嵐に付、破損の家書上)	組頭 長衛門・同 茂左衛門・同 久左衛門・同 三郎衛門・名主 藤四郎→御町御役所様	
143	41下	天保4. 8. -	〔留書〕(朔日夜焚出候飯米指出候者共書上)		
144	42下	天保4. 8. 5夕	乍恐以書付ヲ奉願上候事(米穀高直に付)	両穀町米屋共→御町御役所様	(奥書)「本六町目組頭 善衛門・本七町目同 勘兵衛・本七町目名主 太市郎・本七町目名主 市左衛門→御町御役所様」
145	43下	天保4. 8. -	口上覚(盗賊御改御加役御廻りの節御達の儀に付願)	下町惣名主共・月番 青物町名主 藤四郎印→御町御役所様	
146	44上	天保4. 8. 4	〔奉行所達〕(盗賊加役相廻候節、御達の儀に付)	後藤源三郎→藤柄町名主	寅11月21日付の達書きの写しあり
147	44上	天保4. 8. 6	〔奉行所達〕(当年不順の氣候にて儉約のこと)	後藤源三郎→諸向江	
148	44下	天保4. 8. 9	〔奉行所達〕(佐藤彦太郎拝領屋敷地代を内田屋と申す者数十年不納に付口達)	→裏老町目名主	
149	44下	天保4. 8. 10	〔奉行所達〕(造酒御指留に付)	小室左吉→木村伝六殿	
150	45上	天保4. 8. 10	〔奉行所達〕(風難に付、当月上納の御貸金は利納計の旨)	後藤源三郎→木村伝六殿	
151	45上	天保4. 8. 10	〔奉行所達〕(召捕人預ケの儀に付)	後藤源三郎→木村伝六殿	
152	45上	天保4. 8. 10	〔奉行所達〕(白米百文に付八合売の儀、相済候旨)	後藤源三郎→木村伝六殿	
153	45下	天保4. 8. 11	〔奉行所達〕(八合売御済口已前、穀屋共七合位に売候風聞に付御糺)	後藤源三郎→木村伝六殿	
154	45下	天保4. 8. -	覚(材木等直段書上)	板屋太三郎判→本五町目名主 市郎衛門印→	
155	45下	天保4. 7. -※	〔留書〕(清水道のうち、曲尺手町の1町の木樋を石樋に換え得た事情を石樋の図解で示す。)		石樋・木樋の図あり
156	48上	天保4. 7. -	覚(曲尺手町石樋升共々惣掛り)		
157	48下	天保4. 8. 14	乍恐以書付奉願上候(経営難渋に付、小泉屋又三郎名跡継ぎたきに付願)	直次郎印→組頭 長衛門印・名主 藤四郎印→御町御役所様	奥書あり
158	49上	天保4. 8. 13	口上覚(絞油草買入升付銭の儀に付)	本七町目名主 太市郎印・本五町目同 市郎衛門印→御町御役所様	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
159	49上	天保4. 8. 13	〔評定所達〕(左近司長三郎、本六町目次郎三郎元蔵為替金貸出掛り元取御免願に付御褒美として金2両下賜のこと、他)		他に本五町目 市郎衛門・本六町目 儀平次が1両ずつ下賜され、かつ為替金貸出が中止されている
160	49下	-. -. -	〔留書〕(当朔日大嵐に付、拝借願等多数のため心得になることのみ写す)	(佐藤五衛門)	
161	49下	天保4. 8. 16	〔公儀触〕(老朱銀吹立出来に付、引替相済候迄は通用致すべき旨の老中達)	水野出羽守殿→啓阿弥→御城付共/後藤源三郎→藤柄町より下新町迄名主当テ	
162	50上	天保4. 8. 16	〔奉行所達〕(孝行貞節高年の者に付、出御の序でに御評定所にて御目通りの儀に付)	後藤源三郎→佐藤五衛門殿	孝行に付呼出の者、本式町目 荒布屋吉三郎他5名書上あり
163	50上	天保4. 8. -	御達に付書上候事(源義公様・文公様・当君様(烈公) 拝領品書上)	岩田太左衛門→御役所様	
164	50下	天保4. 8. 17	〔留書〕(孝行貞節高年の者の渡世・家号・年付等指出す旨御口達あり)		
165	50下	天保4. 8. 21	覚(孝行貞節高年の者に付、渡世・家号・年付等書上)	→ (大胡丹蔵)	164の口達を受けての回答
166	51上	天保4. 6. -	乍恐以上書奉申上候(御先代様・御当若様より拝領の品書上)	落合長四郎印→御役所様	
167	51下	天保4. 8. -	乍恐以上書奉(申脱カ)上候(御扇子拝領の月日御尋ねに付回答)	落合長四郎印→御役所様	
168	52上	天保4. 8. -	覚(棹懸ケに付御達)		
169	52上	-. -. -	〔留書〕(八月十五日宰相様より講訳の節、儉約の儀御達に付)		
170	52下	天保4. 8. 22	御達ニ付書上候事(代々の藩主よりの拝領品書上)	岩田太郎衛門印→御役所様	扶桑拾葉集30巻についての記述あり
171	54上	天保4. 8. 21	〔廻状〕(安藤対馬守殿御通行に付、道橋掃除申付の旨)	後藤源三郎→藤柄町より下新町迄名主当テ	
172	54上	天保4. 8. 21	〔奉行所達〕(上下惣町名主・組頭・育子掛・取揚婆御評定所へ出頭の旨)	後藤源三郎→佐藤五衛門殿	
173	54上	天保4. 8. 21	〔奉行所達〕(安藤対馬守殿御通行の節、給仕子老人会所へ出頭の旨)	後藤源三郎→佐藤五衛門殿	
174	54下	天保4. 8. 20	〔留書〕(名主利兵衛・本町目組頭太三郎御札に付)		

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
175	54下	— . — . —	〔奉行所達〕(子育御救金下されに付心得違あるまじき事)		
176	55上	— . — . —	〔奉行所達〕(七子以上養育の者に子育御救金下されに付)	(藩庁) → 御町奉行中	
177	55上	— . — . —	〔奉行所達〕(子間引きの儀停止のこと)	(藩庁) → 御町奉行・御郡奉行中江	
178	55上	— . — . —	〔奉行所達〕(去ル朔日大風雨にて御救金下されに付)	(藩庁) → 御町奉行中江	
179	55下	— . — . —	〔奉行所達〕(育子の儀に付、心得違無きように)	→ 諸向江	
180	55下	— . — . —	百両御救御貸金・御ケ相済候に付		
181	55下	— . — . —	〔奉行所達〕(料理茶屋の類、遊興ケ間敷巧成る料理仕出すまじき旨)	→ 御町奉行・御郡奉公中江	
182	56上	— . — . —	〔奉行所達〕(御町統十町四方造酒・造醬油屋も相成らずに付)	→ 御町奉行中江	
183	56上	— . — . —	〔奉行所達〕(御町統十町四方にて売買相成らずに付)	→ 御郡奉行中江	
184	56上	— . — . —	〔奉行所達〕(御町統郷分十町四方商品売買の儀に付御改めの旨并御評定所罷出の者書上)		藤柄町名主 作兵衛他55名書上あり
185	57下	天保4. 8. 23	〔留書〕(大串稻荷埴御の節滞り無く相済み候)		
186	57下	— . — . —	〔用状〕(来る廿六日安藤対馬守様御通りに付)	使 善五郎 → —	
187	57下	天保4. 8. 26	〔奉行所達〕(吉田明神祭、当年は居祭の儀に付)	後藤源三郎 → 佐藤五衛門殿	
188	58上	— . 8. 27	〔留書〕(人別組頭の儀に付他)		
189	58上	— . — . —	〔留書〕(安藤対馬守朝五ツ頃御会所御着に付御給仕の旨)		
190	58上	天保4. 8. 28	口上覚(左近司長三郎倅の次女へ賀貰いたきに付願)	加藤七郎・佐藤五衛門・木村伝六 → —	
191	58下	天保4. 8. 28	口上覚(本式町目玉川多七家屋敷を本式町目福嶋屋長衛門方へ売渡に付申上)	名主 藤四郎 → 御町年寄衆	
192	58下	天保4. 8. 29	〔奉行所達〕(御町人の内御用具御預ケの儀に付)	後藤源三郎 → 佐藤五衛門殿	「廻状ニ而惣名主江達ス」
193	58下	天保4. 8. 29	〔奉行所達〕(左近司長三郎倅の次女へ賀貰いたき願に付、相済候旨)	後藤源三郎 → 佐藤五衛門殿	
194	58下	天保4. 9. —	覚(御町人の内御用具御預ケの者相改めに付)	本寺町目人別組頭 平吉印・七軒町名主代吉兵衛 → 御町御役所様	
195	59上	天保4. 9. —	口上覚(子育御金五百両下し置かれに付他)	御町年寄 → 御役所様	
196	59下	天保4. 9. —	口上覚(御用具御預け品書上)	鈴木太兵衛印 → 御町御役所様	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
197	60上	天保4. 9. -	口上覚(御用具御預け品書上)	裏三町目組頭 庄五郎印・右町名主 弥兵衛印→御町御役所様	
198	60上	天保4. 9. -	覚(御用具御預け品書上)	佐藤五衛門印→御役所様	
199	60下	天保4. 9. -	口上覚(御用具御預け品書上)	木村伝六→御役所様	
200	60下	天保4. 9. -	〔届書〕(本七町目枝屋庄兵衛灯笼御預りに付)	本七町目名主→-	
201	60下	天保4. 9. -	〔届書〕(酒直段に付)	年番本七町目名主 太市郎→-	
202	61上	天保4. 9. -	〔届書〕(御用具御預りの者無きに付)	下新町名主 源衛門印→-	
203	61上	天保4. 9. -	〔届書〕(御用具御預りの者無きに付)	八町目名主 忠次郎印→-	
204	61上	天保4. 9. 8	〔届書〕(利金入手の旨願)	茂次衛門・弥市→七郎様	
205	61上	天保4. 9. 13	口上覚(私姫懐妊に付昨夜女子出生の旨)	佐藤五衛門→-	
206	61下	-, -, -	覚(御用具御預け品書上)	本四町めいせ屋 藤衛門→-	
207	61下	天保4. 9. -	覚(御用具御預け品書上)	右町名主 藤四郎印→御町御役所様	青物町 御八百屋伝兵衛・青物町八百屋太重・本式町め御仕立師 伊衛門・本四町目御仕立師 清介についての記述
208	62上	天保4. 9. -	口上覚(御闕所刀脇指御預けに付)	加藤七郎印→御役所様	
209	62下	天保4. 9. 14	吉田宮御居祭り見合	大宮司代 祠官→加藤七郎様 御使中	
210	63上	天保4. 9. 16	〔奉行所達〕(御町続十町四方郷地にて商い等御指留に付)	大胡丹蔵→左近司長三郎殿	
211	63上	天保4. 9. 19	乍恐口上覚(御町続十町四方郷地にて商い等御指留の旨有難きに付)	藤柄町名主 佐兵衛印・七軒町名主代 吉兵衛印・清水町同 弥兵衛印・青物町同 藤四郎印・本五町目同 市郎衛門印・本七町め同 太市郎印・八町目同 忠次郎印・下新町同 源衛門印→御町御役所様	210の達を受けての願書
212	63下	天保4. 9. 17	口上覚(佐藤彦五郎地代の儀に付)	本町目内田屋 常衛門印→本町目組頭 平吉印・七軒町組頭 名主代 吉兵衛印→御町御年衆(ママ)	
213	64上	天保4. 9. -※	乍恐口上書奉願上候(本肴町名主役の儀に付他)	清水町十人組頭 吉兵衛・同町同 与八・同町同 庄蔵・同町同 次兵衛・裏四町目同 忠助・本肴町同 六郎左衛門・本肴町同 伝三郎・裏三町め同 又兵衛・裏四町め組頭 新吾・本肴町組頭 久衛門→-	奥書付き、菊月望後日付け

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
214	66下	天保4. 9. -	〔願書〕(子育て引立てのために領内の米価が下がる方が効果があるので、米価を下げるために入穀御免、酒造停止など適切な措置を望む。百姓・町人が御家中様より些細な事で、慮外を仰せ付けられ、切り捨てにされることを避ける仕組みを提案する。他)		
215	68上	天保4. 9. 17	覚(商ひ相応の者・鞆研職人名前書上)	御町年寄→御役所様	
216	68下	天保4. 9. 18	〔留書〕(清水道枳形の口へかなあみはりおとしに付他)		
217	69上	天保4. 9. 19	〔留書〕(下御町頼母子冥加金年限に付)		
218	69上	天保4. 9. 20	〔御用状〕(播磨守様御卒去に付、鳴物殺生停止の旨達)	大胡丹蔵→藤柄町より下新町迄名主当	
219	69上	天保4. 9. 21	〔奉行所達〕(来巳正月御目見の者撰びに付)	大胡丹蔵→左近司長三郎殿	
220	69上	天保4. 9. 21	〔奉行所達〕(古鉄渡世の者へ公儀御達に付)	大胡丹蔵→左近司長三郎殿	「公儀御達」あり、その日付は巳(天保四)5月
221	69下	天保4. 9. 25	〔奉行所達〕(御目見順帳の儀に付、安藤対馬守殿使者、千代松へ金式朱御渡しに付)	大胡丹蔵→左近司長三郎殿	
222	69下	天保4. 9. 28	〔廻状〕(縮緬等売買すまじきこと)	大胡丹蔵→藤柄町より下新町迄名主当テ	
223	70上	天保4. 10. 1	〔奉行所達〕(播磨守様御遺骸御通棺に付達)	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄名主当	
224	70下	天保4. 10. 1	〔奉行所達〕(播磨守様御遺骸御通棺に付達)	高倉助衛門→藤柄町より下新町迄名主宛	
225	70下	- . - . -	〔奉行所達〕(播磨守様御遺骸御通棺に付達)	→御町年寄江	
226	70下	天保4. 10. 1	覚(播磨守様御遺骸御通棺の節御町辻へ罷出の拾人組頭人数書上)	高倉助衛門→木村伝六殿	
227	71下	天保4. 10. 1	〔奉行所達〕(本四町目御仕立師清介御袋物師の名目願相済みに付)	高倉助衛門→木村伝六殿	
228	71下	天保4. 10. 2	〔留書〕(播磨守様御通棺に付)		
229	72上	天保4. - . -	〔留書〕(高倉助衛門より呼出に付)		
230	72上	天保4. 9. - ※	松平陸奥守より御用番江相届候由之書付写(領分の奥州村々の凶作に付き)	松平陸奥守→(幕府)	
231	72下	天保4. 9. 18 ※	〔願書〕(秋田信濃守領分奥州三春が当春以来天候不順で違作の見込みで、領民の動揺も見られるので、取締のため御暇を頂きたい。)	秋田信濃守→(幕府)	
232	74上	天保4. 9. 18	戸沢大和守より大目付江相届候由書付写(羽州新庄連年損毛打統に付、在所江の御暇願の件)	戸沢大和守→(大目付)	
233	74下	天保4. 10. 2	〔奉行所達〕(播磨守様御遺骸下町御通棺に付)	高倉助衛門→木村伝六殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
234	74下	天保4. 10. 5	〔奉行所達〕(米穀高直に付他所者猥御領内江入込候の件)	高倉助衛門→(名主)	
235	75上	天保4. 10. 6※	乍恐以書付奉願上候事(粉穀物不作に付、御救御払初願)	両穀町米屋とも→-/本六町め組頭善衛門印・本七町め同勘兵衛印・本七町目名主太市郎印・本六町め同市郎衛門印→御町御役所様	「六日朝出ス」
236	76上	天保4. 10. 6朝	〔留書〕(本六町目・上町、七合売の件掛ケ合に付)	(佐藤五衛門)	「六日朝」
237	76上	天保4. 10. 6朝	〔留書〕(玄米五拾俵買上に付)	(佐藤五衛門)	「六日朝」
238	76上	天保4. 10. 8※	口上覚 乍恐以書付奉公願上候(物成四拾俵極難決人江遣度に付)	加藤七郎印→御町御奉行所様	「十月八日出ス」
239	76下	天保4. 10. -	乍恐口上覚(御町内相衰のため物成初差上度に付)	小林弥市印→御役所様	
240	77上	天保4. 10. -	乍恐口上覚(小人共難儀に付穀町乱シ売買願)	藤柄町名主佐兵衛印・裏七町め名主代吉兵衛印・清水町名主弥兵衛印・青物町名主藤四郎印・八町目名主忠次郎印・下新町名主源衛門印→御町御役所様	241の別紙、245と関連
241	77下	天保4. 10. 8※	乍新町口上書を以我々共愚意奉申上候(飯米指支難儀に付、穀町乱シ勝手売買願)	下新町名主共・月番 下新町名主源衛門印→(御評定所・御役所)	「八日御評定所、御役所江出ス」、240・245と関連
242	77下	天保4. 10. 10※	覚(是迄無之新法補方に付)	落合長四郎→(高倉殿御宅)	「塩問屋目論、落合趣意書」 「十月十日高倉殿御宅江出ス」
243	78下	天保4. 10. 10※	〔奉行所達〕(火葬御制禁に付)		
244	78下	天保4. 10. 10	〔奉行所達〕(凶作に付、浮食のもの御町郷中へ立入不申件)	高倉助衛門→-	
245	79上	天保4. 10. 10	〔奉行所達〕(勝手々々白米小売願の儀、不相済に付)	高倉助衛門→木村伝六殿	240・241と関連
246	79上	天保4. 10. 10	〔奉行所達〕(裏七町目平三郎儀、店立に付)	高倉助衛門→木村伝六殿	
247	79上	天保4. 10. 10	〔奉行所達〕(売米品切に付、町役人世話の件)	高倉助衛門→木村伝六殿	
248	79下	天保4. 10. -	覚(大豆、他領江売遣申者無御座に付)	本五町目名主 市郎衛門→御町御役所様	249と関連
249	79下	天保4. 10. 11※	口上覚(大豆他領江指遣の儀無きに付)	本七町目名主 太市郎→御町御役所様	「十一日出ス」248と関連
250	80上	天保4. 10. 11※	口上覚(紺屋町組頭理八儀、麻疾相煩に付六右衛門代役願)	江戸町組頭 四郎兵衛印・七軒町同名主代吉兵衛印→御町御年寄様	紺屋町扇子掛 六右衛門
251	80下	天保4. 10. 11	〔奉行所差紙〕(本五町目伊世屋茂兵衛、御評定所御役所江罷出様御達)	高倉助衛門→木村伝六殿	253・254と関連

番 号	頁 段	年 代	件 名	発 給 関 係	備 考
252	80下	天保4. 一. 一※	御買穀に付、指替金覚		ノ金250両
253	80下	天保4. 10. 12※	〔奉行所達〕(本五町目伊世屋茂兵衛、身持不宜に付禁獄申付)		251・254に関連
254	81上	天保4. 10. 11	〔奉行所達〕(伊世屋茂兵衛禁獄に付、姉聳申立の件)	高倉助衛門→木村伝六殿	251・253に関連
255	81上	天保4. 10. 11	〔奉行所達〕(加藤七郎所持の粉、極窮人江配の件)	高倉助衛門→木村伝六殿	
256	81上	天保4. 10. 15	〔奉行所達〕(火の元大切に付)	(一→) 高倉助衛門→(名主)	藤柄町～下新町廻状
257	81下	天保4. 10. 18	〔奉行所達〕(米穀払底に付、積勞の義)	高倉助衛門→佐藤五右衛門殿	
258	81下	天保4. 一. 一※	〔奉行所達〕(騒々鋪風説・洩穀に付)		
259	82上	天保4. 10. 18※	覚(拝領物書上に落筆に付)	本四町目 藤衛門→-/名主 藤四郎→御町御役所様	寛政11年7月22日、琉球35枚拝領
260	82上	天保4. 10. 一	覚(諸穀物河岸御仕法御蔵入に付)	本六町目名主 市郎衛門→御町御役所様	惣俵数式千四百四拾八俵
261	82下	天保4. 10. 一	覚(中ノ河岸御会所蔵入穀物書上)	本六町目 儀平次印→-	
262	83上	天保4. 10. 一	覚(中ノ河岸御会所御蔵入粗に付)	枝川屋 吉兵衛→-	
263	83上	天保4. 10. 一	書上申書附之事(中川岸御会所御蔵入大豆に付)	広木屋 伝四郎印→御町御役所様	
264	83下	天保4. 10. 一	覚(拝借穀物書上に付)	本六町目 久助印→-	
265	83下	天保4. 10. 18	覚(中川岸御会所御蔵入御金拝借俵数書上)	本六町目 栗野清三郎印→-	
266	84上	天保4. 10. 18	〔届書〕(池田屋嘉兵衛上川辺買入俵数書上)	本六町目 栗野清三郎印→-	
267	84上	天保4. 10. 20	〔奉行所達〕(諸穀他所出御指留に付)	高倉助衛門→(名主)	
268	84下	天保4. 10. 20	〔奉行所達〕(都ての穀物員数申出に付)	(一→) 高倉助衛門→佐藤五衛門殿	
269	84下	天保4. 10. 24	〔奉行所達〕(本四町目江幡彦介、細谷村河岸讓請に付)	(御郡方→) 高倉助衛門→佐藤五衛門殿	
270	84下	天保4. 10. 19	以書付致啓達候(細谷中河岸株式会社蔵屋敷共、駿河屋彦介江讓渡に付)	吉成又衛門→小宮山次郎衛門様	
271	85上	天保4. 10. 29	〔廻状〕(火の元大切に付立番の件)	高倉助衛門→(名主)	
272	85上	天保4. 10. 29	〔奉行所達〕(買穀手当金・子育金御下ケに付)	高倉助衛門→佐藤五衛門殿	
273	85上	天保4. 10. 3	〔廻状〕(古金銀引替所の儀に付)	(大久保加賀守殿→御城附共→) 小室左吉→(惣町名主)	
274	85下	天保4. 11. 10	〔廻状〕(絞草買口絞油売捌方等の儀に付)	(大久保加賀守殿→御城附共→) 小室左吉→(名主)	
275	87上	天保4. 10. 一	乍恐以書附奉願上候(江幡彦介、町年寄並讓願に付)	木村伝六印・佐藤五衛門印・左近司長三郎印・加藤七郎印→御町御奉行様	
276	87下	天保4. 11. 一	〔町名主願書〕(伊勢屋平三郎、吉田社寺鳥居下家作の件に付)	藤柄町名主 佐兵衛印→-	藤柄町平衛門弟平三郎

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
277	87下	天保4. 11. 16	〔御用状〕(台町産物土物細工より土買取に付)	小室左吉→左近司長三郎殿	
278	88上	天保4. 11. 18	〔御用状〕(公儀御代官辻留次郎登りに付、道橋掃除の件)	小室左吉→(名主)	18日下町止宿
279	88上	天保4. 11. -	口上覚(本五町目拾人組頭死去に付、跡役の件)	本五町め名主 市郎衛門印→御町御年寄衆	御雇露弘格を本五町目池田屋左兵衛、御迎御見送り格を同町藤屋藤四郎粹惣助へ。280と関連
280	88下	天保4. 11. -	口上覚(本五町目十人組頭藤四郎後役相撰に付)	木村伝六印・佐藤五衛門印・佐近司長四郎印・加藤七郎印→御役所様	御雇露弘格を本五町目池田屋左兵衛、御迎御見送り格を同町藤屋藤四郎粹惣助へ。279と関連
281	88下	天保4. 11. 21※	乍恐以書附奉願上候事(粕屋伝三郎へ荷物送り遣候代金未納に付)	七軒町古着渡世 井筒屋松兵衛印・同 額田屋助七印・同 松屋与衛門印・同 井筒屋吉郎衛門印・同 伊勢屋久助印・本町目 河内屋藤兵衛印・七軒町 井筒屋清兵衛印→-/紺屋町組頭 理八印・七軒町同名主代 吉兵衛印→御町御奉行所様	奥州川俣村 粕屋伝三郎・粹 同 勇次。「廿一日朝出ス」301・323と関連
282	91下	天保4. 11. 21※	乍恐以書附奉願上候事(白米百文に付七合売願の件)	本六町目 本七町目名主共→-/本七町目組頭 勘兵衛印・本六町め同 善衛門印・本七町め名主 太市郎印→本六町め同 市郎衛門印→御町御役所様	「廿一日朝出ス」
283	91下	天保4. 11. 20	〔御用状〕(酒屋共入酒願の儀に付)	(一→御町奉行中江→) 小室左吉→左近司長四郎殿	
284	92上	天保4. 11. 20	〔御用状〕(小豆練餡江戸表江指出願、願書返却に付)	小室左吉→左近司長四郎殿	台町太田屋三郎衛門願書
285	92上	天保4. 11. 21	〔奉行所達〕(御簾中様安産、御男子様御出生に付御祝儀の件)	小室左吉→(名主)	
286	92上	天保4. 11. 21	〔御用状〕(伊勢屋粹千代忝御雇給仕御願の件)	小室左吉→左近司長四郎殿	七軒町伊勢屋
287	92下	天保4. 11. 22	〔奉行所達〕(莫太高直の木綿売買に付)	(若年寄衆→御町奉行中江→) 小室左吉→左近司長四郎殿	「廿四日ニ納ル」
288	92下	天保4. 11. 22	〔奉行所達〕(本式町目直次郎儀、祖母より譲請候家屋敷并諸道具金子、吉川甚五郎等江引張候一件)	小室左吉→左近司長四郎殿	289別紙、307・322・332と関連
289	93上	天保4. 11. -※	金子引分の分(祖母より譲請候家屋敷等に付)		288の別紙

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
290	97下	天保4. 11. 24	〔奉行所達〕(濁酒商売一円指留に付)	(一→御町奉行・御郡奉行中江→) 小室左吉→	291と関連
291	97下	天保4. 11. 24	〔御用状〕(濁酒商売の儀に付)	小室左吉→左近司長四郎殿	290と関連
292	97下	天保4. 11. 26※	口上覚(藤柄町坂場屋宇兵衛姫、式夕子安産に付)	藤柄町組頭 彦衛門印・同町名主 佐兵衛印→御町御役所様	「廿六日夜出ス」293と関連
293	98上	天保4. 11. 27※	口上覚(藤柄町坂場屋宇兵衛嫁、出産男子壱人相果に付)	藤柄町組頭 育子改懸 彦衛門印・同町名主 佐兵衛印→御町御役所様	「廿七日朝出ス」292と関連
294	98上	天保4. 11. 29※	口上覚(上下御町仲摩一統、旅籠代相定に付)	本式町目と泉屋 半兵衛印・本三町目安達屋 宇兵衛印→一/本式町目組頭 長衛門印・本三町め同 三郎衛門印・青物町名主 藤四郎→御町御役所様	「廿九日朝出候」
295	98下	天保4. 11. 29※	難波人書上		「廿九日夜出ス」
296	99上	天保4. 11. 29	〔奉行所達〕(御誕生御男子様、二郎様ト命名に付)	小室左吉→(名主)	
297	99上	天保4. 11. 29	〔奉行所達〕(為火の元改、立番に付)	小室左吉→(名主)	
298	99下	天保4. 11. 29	覚(御城米糶金納相場の張紙写)		
299	99下	天保4. 一. 一※	〔評定所達〕(下新町組頭藤三郎夫妻、普請金拝借の儀に付)		
300	100上	天保4. 一. 一※	〔留書〕(十二月朔日火の元改に付)		
301	100下	天保4. 一. 3※	〔留書〕(川俣村粕屋伝三郎出身地書上)		代官池田仙九郎支配「羽書ニ認メ指出候ニ付三日出ス」281・323と関連
302	100下	天保4. 12. 2	〔廻状〕(飢食質素專一につき)	(一→) 後藤源三郎→藤柄町より下新町迄	
303	101上	天保4. 12. 4※	口上覚(御鷹方引田伝藏、雉子式羽御引上ケ持参に付)	清水町尾張屋 藤八印・裏四町目浜屋 善九郎印・本肴町皆川屋 利兵衛印→一/本肴町組頭 久衛門印・裏四町め組頭 新吾印・清水町名主 紋兵衛印→御町御役所様	327と関連
304	101下	天保4. 12. 7	〔奉行所達〕(為替頼母子冥加金に付)	後藤源三郎→木村伝六殿	305と関連
305	101下	天保4. 12. 一※	〔奉行所達〕(下御町為替頼母子冥加金御下ケに付)	一→御町奉行中→一→月番名主藤四郎	
306	101下	天保4. 12. 7	〔奉行所達〕(旅籠代引上願の件)	後藤源三郎→木村伝六殿	
307	102上	天保4. 12. 7	〔奉行所達〕(本式町目直次郎、吉川甚五郎江引張候諸道具の件)	後藤源三郎→木村伝六殿	288・322・332と関連
308	102上	天保4. 12. 8	〔奉行所達〕(鍛冶町弓師吉三郎献上の弓に付御尋)	後藤源三郎→木村伝六殿	311と関連
309	102上	天保4. 12. 10※	覚(御用挑燈御預けに付)	御蔵掛り 平兵衛印・同 庄兵衛印→一	「十日ニ出ス」
310	102下	天保4. 12. 10	〔奉行所達〕(年賦返済の件、年延に相成に付)	後藤源三郎→木村伝六殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
311	102下	天保4. 12. -	乍恐口上覚(弓竹木出所の儀御尋の件)	八町目名主 忠次郎印→御町御役所様	308の返答書
312	103上	天保4. 12. 13	[奉行所達](御代々様より御筆拝領并拝領の御品書出の件)	後藤源三郎→木村伝六殿	
313	103上	天保4. 12. 14	[奉行所達](御目見の御町人名前帳面等指出に付)	後藤源三郎→木村伝六殿	御目見之御町人名前帳・御筋并御目付方江指出候分
314	103上	天保4. 12. 14	[奉行所達](家格讓に付)	後藤源三郎→木村伝六殿	本四町目江幡彦介町年寄並次座格、本式町目五郎兵衛御目見家格、本四町目六兵衛御祭礼露払雇供奉家格
315	103下	天保4. 12. 12	[奉行所達](御目見罷出候者名前家名指出に付)	→(名主)	
316	103下	天保4. 12. 14※	[町人拝借金書上]	江戸町組頭 平吉印・紺屋町組頭 四郎兵衛印・七軒町同名主代 吉兵衛印→御町御年寄衆	
317	104上	天保4. 12. 15	覚(歩行夫役店賃書上)	加藤七郎・左近司長三郎・佐藤五衛門・木村伝六→佐藤佐兵衛殿・裏老町目支配名主代組頭中・五十嵐紋兵衛殿・郡司藤四郎殿・山田市郎衛門殿・林太一郎殿・山田忠次郎殿・飯嶋源衛門殿	廻状
318	104下	天保4. 12. 15	[町年寄達](九十才以上の者共相糺に付)	木村伝六→(八支配名主)	
319	105上	天保4. 12. 15	[町年寄達](御下国に付歩行夫役切米増銭取立に付)	木村伝六→(名主)	
320	105下	天保4. 12. 14	[奉行所達](物成・合力勸請取に付)	後藤源三郎→木村伝六殿	鈴木太兵衛・上田作十郎・高野惣次郎・御合力御扶持被下候もの共
321	105下	天保4. 12. 15	[御用状](下新町壱町目組頭跡役に付)	後藤源三郎→木村伝六殿	太衛門→同人粹惣二郎
322	105下	天保4. 12. 15※	乍恐以書付御答奉申上候(直次郎よりの諸道具御引分ヶ并間口書替の件)	本式町目直次郎→-/組頭 長衛門印・名主 藤四郎印→御町御役所様	288・307・332と関連
323	107上	天保4. 12. 16	口上覚(奥州川俣村伝三郎一件に付)	佐藤五衛門→御町御年寄衆	281・301と関連
324	108上	天保4. 12. 17	[奉行所達](御簾中様御男子出生に付御祝儀の件)	後藤源三郎→佐藤五衛門殿	
325	108上	天保4. 12. 18	[奉行所達](向銀町伊三郎妻、五子目出生に付子育金の件)	後藤源三郎→佐藤五衛門殿	
326	108上	天保4. 12. -	[届書](五三郎より借受候裏屋敷の儀に付御答)	本式町目 直次郎印→-/組頭 長衛門印・名主 藤四郎印→御町御役所様	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
327	108下	天保4. 12. 17	口上之覚(御鷹方より御引上ケの雉子に付)	本肴町組頭 久衛門印・清水町名主 紋兵衛印→御町御役所様	303と関連
328	109上	天保4. 12. -	口上覚(雉子兎売買の儀に付)	本肴町組頭 久衛門・右町名主 弥兵衛→御町御役所様	本肴町御鳥問屋 東衛門・同町鳥問屋 利兵衛
329	109上	天保4. 12. 19	〔奉行所達〕(御町人共禁獄申付候者、上下着用不相成に付)	高倉助衛門→佐藤五衛門殿	本五町目いせ屋茂兵衛は上下着用御免
330	109下	天保4. 12. 19	〔奉行所達〕(文書重箒等所持の者無きに付)	高倉助衛門→佐藤五衛門殿	
331	109下	天保4. 12. 19	〔奉行所達〕(山田清左衛門・藤四郎、御ほうび被下に付)	高倉助衛門→佐藤五衛門殿	
332	109下	天保4. 12. -	乍恐以書付奉申上候(祖母代より所持仕候諸道具、引訳の件に付)	本式町目 直次郎→-/本式町め組頭 長衛門印・名主 藤四郎印→御町御役所様	288・307・322と関連
333	110上	天保4. 12. -	口上覚(十町目銀蔵、九拾五才に付)	八町目名主 忠次郎印→御町御役所様	
334	110上	天保4. 12. -	口上覚(清水町加弥、養老御扶持羽頂戴の件)	清水町人別組頭 宗左衛門印・右町名主 紋兵衛印→御町御役所様	清水町屋敷持喜左衛門、加弥(91才)
335	110下	天保4. 12. 20	〔留書〕(六支配養老無御座に付)		藤柄町・裏老町め・青物町・本五町目・本七町目・下新町
336	110下	天保4. 12. 20	〔奉行所達〕(御町統郷地十町四方売買品の儀、指留に付)	後藤源三郎→佐藤五衛門殿(→惣名主)	337と共に廻状に出す
337	110下	天保4. 12. 20※	〔奉行所達〕(御町統郷地十町四方売買品の外、当年見据置に付)		336と共に廻状に出す
338	111上	天保4. 12. 22	〔奉行所達〕(困窮の者・老人小兒等に粥米被下に付、面付の件)	高倉助衛門→佐藤五衛門殿(→月番名主市郎衛門)	
339	111上	天保4. 12. 22※	〔奉行所達〕(御祭礼の儀兎角華美に付)		寛政3年にも同様の達。 340別紙
340	111下	天保4. 12. 22※	口達之覚(御祭礼、入用掛不申物に改に付)		339の別紙
341	111下	天保4. 12. 23	覚(子育金御役所より御下ケ分書上)	木村伝六印→佐藤五衛門殿	金38両3分2朱と鏝93文
342	111下	天保4. 12. 23※	乍恐以書付奉願上候事(玄米百俵、下御町極窮人御救江組入願)	木村伝六印→御役所様	
343	112上	天保4. 12. 23※	〔留書〕(粥米の方指出の件口達に付)		350と関連
344	112上	天保4. 12. -	拝借仕馬金之事(文金百拾両)	問屋 山田清左衛門印・同 石田与衛門印・同 木村伝六印・同 佐藤五衛門印・同 左近司長四郎印・同 加藤七郎印→-/小宮山次郎衛門・中山庄司左衛門→山本三郎衛門殿・河津安助殿	

番号	頁段	年代	件名	発給関係	備考
345	112下	天保4. 12. -	拝借仕馬金之事(文金貳百六拾四両)	問屋 山田清左衛門印・同 石田与衛門印・同 木村伝六印・同 佐藤五衛門印・同 左近司長四郎印・同 加藤七郎印→- / 小宮山次郎衛門・中山庄司左衛門→山本三郎衛門殿・河津安助殿	
346	113上	天保4. 12. 23	[奉行所達](鍛冶町吉三郎儀、御弓打立に付)	高倉助衛門→佐藤五衛門殿	347別紙
347	113上	天保4. 12. 23※	[奉行所達](鍛冶町吉三郎、御弓打立に付三百疋)	高倉助衛門→佐藤五衛門殿	346の別紙
348	113上	天保4. 12. 23	[奉行所達](木村伝六為御国恩玄米指上願、取請)	高倉助衛門→佐藤五衛門殿	
349	113上	天保4. 12. 23	[奉行所達](御用金相渡に付)	高倉助衛門→佐藤五衛門殿	5分利6両
350	113下	天保4. 12. 24※	[留書](御救粥米の件に付)		343と関連
251	113下	天保4. -. -※	口上覚(裏四町目御鳥問屋七郎兵衛、三代御用御鳥問屋相勤に付)		宝暦9年より問屋相勤。 351~356関連
352	113下	天保4. -. -※	諸鳥商売会所定法		351~356関連
353	114上	天明1. 12. 29	玉子商売会所定法	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	351~356関連
354	114下	寛政2. 12. 14	[留書](御鳥問屋七郎兵衛、小川村江引越に付跡役の件)		本肴町名主東衛門へ 351~356関連
355	115上	安永9. 7. 1	安永九年子六月御達運上場ニ而(殺生不相成鳥類に付)	吉川甚兵衛・阿久津左市→-	明和3年9月の触書付、 351~356関連
356	115下	-. -. -	[願書留書](肴町の儀、鳥商売仕来候に付)		後欠、351~356関連
357	115下	天保9. 2. -	請取申切之事(問屋役相勤候に付)	豊嶋源八郎・中山庄司左衛門→横山善四郎殿・吉川兵藏殿	本五町目問屋 石田与衛門、 七軒町問屋 佐藤五衛門